

「長野県景観育成ビジョン」を策定しました

県内では、市町村の景観行政団体(※)への移行が進み、地域の特性を生かした景観行政が進められています。一方で、市町村の区域を超えた広域的な景観育成等が課題となっていることから、県全体及び広域エリアの景観育成の方針を示す「長野県景観育成ビジョン」を策定しました。

今後は、市町村や県民の皆様など多様な主体と理念を共有しながら、信州の美しい景観を未来へ受け継ぐ取組を進めていきます。

(※)景観法に基づく権限を有し、景観施策を主体的に実施することができる行政団体

1 位置付け

長野県全体の景観育成の目標や方針、施策を示すものであり、景観法第7条の2に基づく「広域基本方針」として位置付けます。

2 計画期間

令和8年度(2026年度)から令和17年度(2035年度)までの10年間

3 基本理念

「共に磨き、未来につなぐ、美しく豊かな信州の景観」

4 景観育成の3つのビジョン

<ビジョン1>

～広域的な景観育成の視点～

「観る者が感動する信州の美しい景観を、大切に、守りつないでいく」

<ビジョン2>

～身近な景観育成の視点～

「身近な自然・農村・歴史・文化を尊重し、地域の誇りとなる景観を守り育む」

<ビジョン3>

～多様な主体との連携の視点～

「あらゆる主体の豊かな感性がつながり合い、信州の景観を磨き上げていく」

「長野県景観育成ビジョン」については、長野県公式ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/keikan/20260731sakutei.html>

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン 3.0

～大変革への挑戦 「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)

担 当 建設部都市・まちづくり課景観係
小林、花岡

電 話 026-235-7348(直通)
026-232-0111(代表) 内線 3365

F A X 026-252-7315

E-mail keikan@pref.nagano.lg.jp